



平成29年5月11日

各位

会社名 ナカバヤシ株式会社
代表者名 取締役社長 辻 村 肇
(コード：7987、東証第一部)
問合せ先 取締役管理統括本部長 作田 一成
(TEL. 06-6943-5555)

単元株式数の変更および株式併合ならびにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更について決議するとともに、平成29年6月23日開催予定の第67回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって効力が生じることといたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

当社普通株式

② 併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	57,588,589株
今回の併合により減少する株式数	28,794,295株
株式併合後の発行済株式総数	28,794,294株

「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

(平成29年3月31日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	6,052名 (100.00%)	57,588,589株 (100.00%)
2株未満	309名 (5.11%)	309株 (0.00%)
2株以上	5,743名 (94.89%)	57,588,280株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式のみを所有されている株主様309名（所有株式数の合計309株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増請求」、または「単元未満株式の買取請求」の手続きをご利用いただくことも可能です。

(4) 併合の日程

取締役会決議日	平成29年5月11日
株主総会開催日	平成29年6月23日
効力発生日	平成29年10月1日

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社がその株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の条件

本株式併合は、平成29年6月23日開催予定の本定時株主総会において「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
【発行可能株式数】 第6条 当社の発行可能株式数は、 <u>198,490,000</u> 株とする。	【発行可能株式数】 第6条 当社の発行可能株式数は、 <u>99,245,000</u> 株とする。
【単元株式数】 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	【単元株式数】 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 定款の一部変更の条件

本定款変更は、平成29年6月23日開催予定の本定時株主総会において「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更および株式併合ならびにこれらに伴う定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月11日
定時株主総会開催日	平成29年6月23日
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日

(注)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では2株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更、株式併合の目的はなんですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社も東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位(売買単位あたりの価格)を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施いたします。

Q 3 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(平成29年10月1日予定)の前後で、ご所有の株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
例②	1,555株	1個	777株	7個	0.5株
例③	1,000株	1個	500株	5個	なし
例④	300株	なし	150株	1個	なし
例⑤	73株	なし	36株	なし	0.5株
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例②、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株だけの場合(上記例⑥の場合)、この1株については端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4 株式の併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍になります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合によって生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 8 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 9 株主優待制度はどうなりますか。

平成 30 年度の株主優待制度は見直しを検討しております。その詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

Q 1 0 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日	定時株主総会
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 00 (土・日・祝日等を除く)